

令和5年1月23日

新型コロナウイルス感染症により亡くなられた方の火葬等について（変更）

厚生労働省から「新型コロナウイルス感染症により亡くなられた方及びその疑いがある方の処置、搬送、葬儀、火葬等に関するガイドライン」の改正がありましたので、さくら斎場においても感染対策等を下記のとおり変更いたしました。

1. 感染対策について

- (1) ご遺体は、適切に感染対策（清拭及び鼻、肛門等への詰め物や紙おむつの使用等により体液等の漏出予防を行うこと等）を講じて、体液の漏出を防ぐ処置を行なってください。
- (2) ご遺体の状況により納体袋の使用をお願いいたします。損傷が激しい遺体、解剖後の遺体等、体液漏出のリスクが非常に高いと想定される場合は、納体袋をご使用ください。
- (3) ご遺体を納棺した後は、棺の表面を清拭及び消毒してください。
- (4) ご遺体に接触した場合は、手指消毒など感染対策を実施してください。
なお、納体袋に収容されているご遺体に接触することはできません。
- (5) 濃厚接触者の方は、施設利用日の来場前（ご遺体の面会含む）に検査を行ない、陰性であることを確認してから、来場してください。
- (6) その他、新型コロナウイルス感染症により亡くなられた方及びその疑いがある方の処置、搬送、葬儀、火葬等については、厚生労働省のガイドラインに記載されている内容に留意してください。
(<https://www.mhlw.go.jp/content/000653472.pdf>)

2. 予約について

- (1) 通常の施設利用と同様になります。
- (2) 斎場予約システムから予約をお願いします。備考欄には必ず、「**コロナ**」と記載してください。

○ 「適切に感染対策」は、新型コロナウイルス感染症により亡くなられた方及びその疑いがある方の処置、搬送、葬儀、火葬等に関するガイドラインに記載している、遺体に適切な感染対策（清拭及び鼻、肛門等への詰め物や紙おむつの使用等により体液等の漏出予防を行うこと等）を講ずること、納棺時に棺表面を清拭・消毒すること、基本的な感染対策（体調不良時のオンライン等の活用、三つの密（密閉・密集・密接）の回避、人と人との距離の確保、場面に応じたマスクの着用、手洗い等の手指衛生、換気等）を徹底すること等を指します。

- 濃厚接触者が葬儀、火葬等へ参列される場合、その方の検査の状況を踏まえつつ、特に基本的な感染対策（体調不良時のオンライン等の活用、三つの密（密閉・密集・密接）の回避、人と人との距離の確保、場面に応じたマスクの着用、手洗い等の手指衛生、換気等）を徹底してください。

なお、オンラインを活用する場合は、式場内又は告別室内のみとなります。

3. 問い合わせについて

午前8時30分から午後5時までをお願いします。

電話番号 043-484-0846

※今後の状況により、内容を見直す場合があります。